

日野鳥発第 2026-004 号

令和 8 年 4 月 24 日

北海道都市計画審議会 会長 様

公益財団法人 日本野鳥の会

理事長 遠藤 孝一

苫小牧圏都市計画区域の整備、開発および保全の方針に対する要望書

日頃より（公財）日本野鳥の会ならびに連携団体が行う自然保護活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 10 月に予定されている「苫小牧圏都市計画区域の整備、開発および保全の方針」の中間見直しにおける、苫小牧市策定の「美沢地区土地利用方針（以下、対象方針という）」に基づく市街化調整区域の規制緩和につきまして、ネイチャーポジティブの観点から、地域の産業発展が対象範囲（別紙 1 参照）および美々川流域の豊かな生態系と希少鳥類の生息に影響を及ぼすことがないよう、審議委員の皆様の専門的知見に基づく厳正な審議を強く求め、下記の通り要望いたします。

記

1. 対象方針の差し戻し

対象方針の運用は、対象範囲の美々川流域とその周辺湿地における希少鳥類（タンチョウ、オジロワシ、ホオアカ等、別紙 2 参照）の生息や、オオハクチョウをはじめとするガンカモ類などの渡り鳥の利用環境に影響を及ぼす恐れがあります。

また、地元誌（月刊ひらく No. 96、2026 年 2 月 20 日発行号）で報道されたように対象方針は苫小牧市都市計画審議会において十分な議論を経ずに決定されたことが問題視されており、さらに苫小牧市議会においても審議会で配布された詳細資料の事前配布がなかったことが指摘され、手続きへの疑問が相次いで市議会が紛糾したことが報道されています（月刊ひらく No. 97、2026 年 3 月 20 日発行）。

さらに、物流の拠点や半導体関連企業の誘致を目的とするならば、苫小牧市内の既存の市街化区域内（工場地域等）に面積的に十分な余裕のある整地済みの代替地が存在しており、距離的な優位性も大きく変わらないと考えられます。あえて自然環境への負荷が高く整地を必要とする本エリアの規制緩和を優先する合理的な理由は見当たりません。

そのため、「苫小牧圏都市計画区域の整備、開発および保全の方針」の中間見直しにおいて、対象範囲での市街化調整区域の規制緩和を行わないよう、対象方針を苫小牧市に差し戻して下さるよう強く要望します。

2. 北海道都市計画審議会での慎重な審議と情報公開

「苫小牧圏都市計画区域の整備、開発および保全の方針」の中間見直しについて、現在パブリックコメントが実施されています。意見聴取の結果とその対応方針について、自然環境への配慮事項を含めた北海道都市計画審議会での審議にとどまらず、北海道環境審議会等においても自然環境への影響について複合的かつ慎重な審議を行うこと、ならびに審議に関する資料と審議過程の情報公開を行っていただくことを求めます。

3. 美々川の法的な環境保全措置の検討

対象範囲に含まれる美々川では、胆振総合振興局室蘭建設管理部により美々川自然再生事業が進められてきました。さらに、国の「生物多様性国家戦略」を受けた「北海道生物多様性保全計画」、および「苫小牧市生物多様性地域戦略」において、当該エリアはラムサール条約湿地であるウトナイ湖と連動し、生物多様性の保全を図るべき重要な地域として位置づけられています。

対象方針による市街化調整区域の規制緩和は、これら国・道・市が一体となって掲げる保全戦略と矛盾するものです。現在、法的な規制がないことから民有地での河畔林伐採等の開発行為がすでに生じており、自然再生事業によって回復の傾向が見られている豊かな自然環境の消失が懸念されます。国の目標としてネイチャーポジティブが掲げられており、税金を投じて復元した自然環境が失われることは避けるべきだと考えます。

貴庁には、法的な環境保全措置として、美々川を道自然環境保全地域、もしくは環境緑地保護地区へ指定していただきたく強く要望いたします。

4. 地域の合意形成の義務化

市街化調整区域の規制緩和に際して、仮に特段の事由により計画を進めざるを得ない場合においても、事業者の任意の環境配慮に委ねるのではなく、河川からの離隔距離の確保や自然保護団体を含む地域のステークホルダーとの合意形成などの保全措置を条例等で義務付ける（制度化する）ことを求めます。

このような制度設計を行うことで地域紛争を事前に回避でき、事業を円滑に進めることが可能となると期待できます。なお、かつてこの流域では「千歳川放水路計画」を巡り、長年にわたる深刻な社会的紛争が生じた歴史があります。

【背景】

国の特別天然記念物で、種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定され保護増殖事業が進められているタンチョウにとって、苫小牧市は北海道で最も西に位置する生息地であり、対象範囲にあたる美々川流域とその周辺は、越冬期のねぐらとして利用されています。良好な環境を有していることから、今後も越冬羽数の増加が見込まれ、将来的には営巢

する可能性も十分に考えられます。

また、感染症回避等のため保護増殖事業計画においても道東地域からの分散化が進められており、道央圏での生息数が回復しつつあるなか、冬期の餌資源が確保できる美々川流域は、タンチョウにとって極めて貴重な生息地です。

対象範囲における河畔林は、隣接する国道 36 号等からの人為的攪乱（騒音・光害等）を遮る「物理的・視覚的なバッファー（緩衝帯）」として不可欠な機能を有しています。物流倉庫等の建設によりこのバッファーが消失すれば、人工物の設置や人の立ち入りにより、タンチョウの利用環境が悪化することが予測されます。さらに上下水道が未整備の環境下において事業活動が行われれば、事業活動に起因する排水や河畔林伐採に伴う土砂が、地下水脈や表流水を通じて美々川に流入し、ひいてはラムサール条約湿地であるウトナイ湖の水質や湿地生態系に影響を及ぼす恐れがあります。

以上の理由から、対象範囲は道央圏におけるタンチョウの重要な越冬・生息地であるため、当会は美々川流域とその周辺の湿地生態系を現状のまま保全するとともに回復軌道に乗せるべきであると考えます。

本件が北海道の将来に禍根を残す決定とならぬよう、貴審議会における慎重な議論を強く期待いたします。

以上

表. 美々川流域における確認鳥類リスト (1/2)

No.	種名	学名	種の保存法	環境省RL	北海道RL	文化財保護法
1	ヒシクイ	<i>Anser fabalis</i>		NT	N	天然
2	コブハクチョウ	<i>Cygnus olor</i>				
3	オオハクチョウ	<i>Cygnus cygnus</i>				
4	オンドリ	<i>Aix galericulata</i>			Nt	
5	ヨシガモ	<i>Mareca falcata</i>				
6	ヒドリガモ	<i>Mareca penelope</i>				
7	カルガモ	<i>Anas zonorhyncha</i>				
8	マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>				
9	オナガガモ	<i>Anas acuta</i>				
10	コガモ	<i>Anas crecca</i>				
11	ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>		NT		
12	キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>		VU		
13	ホオジロガモ	<i>Bucephala clangula</i>				
14	ミコアイサ	<i>Mergellus albellus</i>				
15	カワアイサ	<i>Mergus merganser</i>				
16	カッコウ	<i>Cuculus canorus</i>				
17	キジバト	<i>Streptopelia orientalis</i>				
18	クイナ	<i>Rallus indicus</i>				
19	タンチョウ	<i>Grus japonensis</i>	国内	NT	Vu	特天
20	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis</i>				
21	カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus</i>				
22	ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>			N	
23	イソシギ	<i>Actitis hypoleucos</i>				
24	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>				
25	アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>				
26	ダイサギ	<i>Ardea alba</i>				
27	ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>		NT	Nt	
28	トビ	<i>Milvus migrans</i>				
29	オオワシ	<i>Haliaeetus pelagicus</i>	国内	VU	Vu	天然
30	オジロワシ	<i>Haliaeetus albicilla</i>	国内・国際	VU	Vu	天然
31	ノスリ	<i>Buteo japonicus</i>				
32	カワセミ	<i>Alcedo atthis</i>				
33	コゲラ	<i>Yungipicus kizuki</i>				
34	アカゲラ	<i>Dendrocopos major</i>				
35	クマゲラ	<i>Dryocopus martius</i>		NT	Vu	天然
36	ヤマゲラ	<i>Picus canus</i>				
37	モズ	<i>Lanius bucephalus</i>				
38	カケス	<i>Garrulus glandarius</i>				
39	カササギ	<i>Pica serica</i>				
40	ハシボソガラス	<i>Corvus corone</i>				
41	ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>				
42	ハシブトガラ	<i>Poecile palustris</i>				
43	シジュウカラ	<i>Parus cinereus</i>				
44	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>				
45	ウグイス	<i>Horornis diphone</i>				
46	ヤブサメ	<i>Urosphena squameiceps</i>				
47	エナガ	<i>Aegithalos caudatus</i>				
48	センダイムシクイ	<i>Phylloscopus coronatus</i>				
49	コヨシキリ	<i>Acrocephalus bistrigiceps</i>		NT		
50	メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>				
51	ミソサザイ	<i>Troglodytes troglodytes</i>				

表. 美々川流域における確認鳥類リスト (2/2)

No.	種名	学名	種の保存法	環境省RL	北海道RL	文化財保護法
52	ゴジュウカラ	<i>Sitta europaea</i>				
53	クロツグミ	<i>Turdus cardis</i>				
54	ツグミ	<i>Turdus eunomus</i>				
55	ノビタキ	<i>Saxicola stejnegeri</i>				
56	ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>				
57	イカル	<i>Eophona personata</i>				
58	ベニマシコ	<i>Carpodacus sibiricus</i>				
59	カワラヒワ	<i>Chloris sinica</i>				
60	マヒワ	<i>Spinus spinus</i>				
61	ホオジロ	<i>Emberiza cioides</i>				
62	ホオアカ	<i>Emberiza fucata</i>			Nt	
63	アオジ	<i>Emberiza personata</i>				

●種の保存法

国内：国内希少野生動植物種

国際：国際希少野生動植物種

●文化財保護法

特天：特別天然記念物

天然：天然記念物

●環境省RL（環境省第5次レッドリスト2026）・北海道RL（北海道レッドリスト【鳥類編】改訂版2017年）の 카테고리

CR/Cr：絶滅危惧IA類

EN/En：絶滅危惧IB類

VU/Vu：絶滅危惧II類

NT/Nt：準絶滅危惧

DD/Dd：情報不足

N：留意